

平成30年9月28日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第117号の概要

(全国消費実態調査及び家計調査の変更)

1. 家計に係る統計調査の体系

	基幹統計調査	一般統計調査
構造統計 (5年周期)	<p>全国消費実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 <ul style="list-style-type: none"> 【甲調査】二人以上の世帯：約51,700世帯 単身世帯：約4,700世帯 【乙調査】二人以上の世帯：約700世帯 ● 3か月間（単身世帯は2か月間）の家計上の収入・支出等に関する事項を把握し、年間収入階級別・世帯主の年齢階級別などの各種世帯属性別、地域別などの統計を提供 	<p>全国単身世帯収支実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 2,000世帯（単身世帯のみ） （民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出） ● 全国消費実態調査と同様の調査事項
動向統計 (月次)	<p>家計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 <ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯：約8,000世帯 ・単身世帯：約1,000世帯 ● 家計上の日々の収入及び支出、年間収入、貯蓄現在高、借入金残高等を把握し、全国平均の家計収支の時系列の動向を提供 	<p>家計消費状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 <ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯：約27,000世帯 ・単身世帯：約3,000世帯 ● 高額商品等特定の品目及びインターネットを用いた購入金額について把握 <p>家計消費単身モニター調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 約2,400世帯（単身世帯のみ） （民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出） ● 家計調査と同様の調査事項

(注) いずれも総務省統計局が実施。

2-1. 全国消費実態調査の概要（現行）

調査の目的等

全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的として、5年ごとに実施。

調査の概要

調査実施機関

総務省統計局統計調査部消費統計課

調査対象 選定方法

【甲調査：約56,400世帯】

市部：層化2段無作為抽出（国勢調査単位区を第1次、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする（二人以上の世帯を11世帯、単身世帯を1世帯））

郡部：層化3段無作為抽出（町村を第1次抽出単位、第2次は市部第1次と、第3次は市部第2次と同じ）

【乙調査：約700世帯】

平成26年8月、9月及び10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から無作為抽出

調査事項

【甲調査】

収入及び支出に関する事項、主要耐久消費財に関する事項、年間収入に関する事項、貯蓄現在高に関する事項、借入金残高に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項等

【乙調査】

家計の支出に関する事項、個人的な収入及び支出に関する事項、年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項

調査方法

調査員・オンライン調査

【甲調査】総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者

【乙調査】総務省－都道府県－統計調査員－報告者

調査期間

【甲調査】

二人以上の世帯：実施年の9月、10月及び11月の3か月間
単身世帯：実施年の10月及び11月の2か月間

【乙調査】

実施年の9月、10月及び11月のうち1か月間

公表時期

➤ 実施年の翌年の12月末日までにインターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行

2-2. 全国消費実態調査の調査結果の主な利活用

1 各種行政施策等における利用

- ◆ 経済財政諮問会議
→ 財政健全化計画の策定に向けた検討のための基礎資料
- ◆ 税制調査会
→ 経済社会の構造変化を分析するための基礎資料
- ◆ 社会保障審議会年金部会
→ 年金算定の基礎資料（高齢者夫婦世帯の消費の平均値）
- ◆ 生活保護基準の評価・検証（厚生労働省）
→ 生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態を比較検証するための基礎資料
- ◆ 給与勧告の基礎資料（人事院）
→ 国家公務員の給与に関する検討のための基礎資料

2 加工統計等における利用

- ◆ 国民経済計算の推計（内閣府）
→ 家計最終消費支出の推計及び所得支出勘定のうち、家計における土地賃貸料の推計

3 民間における利用

- ◆ 大学・シンクタンク等における家計の詳細な分析に係る基礎資料

3. 家計調査の概要（現行）

調査の目的等

国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的として、昭和21年7月から毎月調査として実施

調査の概要

調査実施機関

総務省統計局統計調査部消費統計課

調査対象 選定方法

- ◆ 報告者数：約9,000世帯（二人以上の世帯：約8,000世帯、単身世帯：約1,000世帯）
- ◆ 選定の方法：層化3段無作為抽出法（第1段：市町村、2段：調査単位区、3段：世帯）
 - ・ 二人以上の世帯：調査対象世帯は毎月6分の1ずつ、調査単位区は毎月12分の1ずつ交替
 - ・ 単身世帯：調査対象世帯は毎月3分の1ずつ、調査単位区は毎月6分の1ずつ交替

調査事項

- ① **家計簿（二人以上の世帯用、単身世帯用）**
毎月の収入及び支出に関する事項
- ② 年間収入調査票
年間収入に関する事項
- ③ **貯蓄等調査票**
貯蓄現在高及び借入金残高等に関する事項
(二人以上の世帯のみ)
- ④ 世帯票、準調査世帯票
世帯、世帯員及び住居に関する事項

調査方法

- 総務省 - 都道府県 - 指導員 - 調査員 - 報告者
- ①家計簿、②年間収入調査票、③貯蓄等調査票
自計方式：調査員による配布・回収
(平成30年1月調査からオンライン家計簿を順次導入)
- ④世帯票、準調査世帯票
他計方式：調査員が聞き取り、調査票を作成

調査期間

- 二人以上の世帯：6か月間
- 単身世帯：3か月間

公表時期

- 家計収支編
 - ・ 二人以上の世帯：調査月の翌々月上旬
 - ・ 単身世帯及び総世帯：四半期の最終調査月の翌々月上旬
- 貯蓄・負債編：四半期ごとに調査最終月の4か月後

※ 全国消費実態調査と家計調査で調査事項の統一が必要な事項について、見直しを実施

4. 見直しの背景

課題等

資産項目の精度向上

高齢化が進展する中で、資産分布が所得以上に拡大。
資産の標準誤差率は消費と比べて大

【県別の標準誤差率(最大値)】

(消費)3.0% ⇔ (貯蓄)7.4% (負債)11.7%

年間収入の精度向上

ジニ係数や相対的貧困率など、所得に関する統計の需要(政策立案等)の増大

総世帯・単身世帯の結果精度の向上

単身世帯の急激な増加。生活保護世帯の8割が単身世帯であるなど、単身世帯の家計実態の把握の重要性が増大

世帯数(国勢調査)	H22年		H27年
二人以上世帯	3506万	⇒	3491万
単身世帯	1678万	⇒	1842万
うち高齢単身世帯	479万	⇒	593万

非標本誤差の縮小・抑制 (報告者負担の軽減)

本調査は、家計簿調査を通じて家計の全容等を明らかにするものであるため、忌避感が強く、記入負担大

当初抽出世帯回答率	H21年		H26年
二人以上世帯	75.5%	⇒	70.0%
単身世帯	68.6%	⇒	64.4%

今回の対応

① 基本調査と簡易調査の導入

年収・貯蓄等調査票の記入世帯を拡大
(現行)約56,400世帯 ⇒ (変更後) 約84,000世帯

② 単身世帯の標本規模の拡大

(現行)約4,700世帯 ⇒ (変更後) 約14,000世帯

③ 調査期間の短縮

家計簿の記入期間
(現行)3か月 ⇒ (変更後)2か月

④ 調査事項の見直し

「就学状況(学歴)」の追加等、必要な調査事項を充実させる一方で、耐久財等調査票の廃止など報告者負担を軽減

⑤ 調査方法の見直し

レシート読取機能を実装したオンライン家計簿の導入

⑥ 関連統計の活用

家計調査等のデータを活用

5. 全国消費実態調査の全体像（変更後）

項目	全国消費実態調査					全国単身世帯収支実態調査 (一般統計調査)
	簡易調査 (現行: 甲調査※1)	基本調査 (現行: 甲調査※1)	個人収支状況調査 (現行: 乙調査※2)	家計調査世帯特別調査	家計調査	2,000世帯
	44,000世帯	40,000世帯	900世帯 (家計調査の調査対象世帯を対象)	6,000世帯 (家計調査の調査対象世帯を対象)	6,000世帯※3	
	全国消費実態調査にも活用					
世帯	世帯票	世帯票		特別調査票 (家計調査で把握していない事項を追加で把握)	世帯票	世帯票
年収	年収・貯蓄等調査票	年収・貯蓄等調査票			年間収入調査票	年収・貯蓄等調査票
貯蓄等					貯蓄等調査票	
家計簿		家計簿			家計簿	家計簿
			個人収支簿	関連統計の活用による報告者の負担軽減		

※1 甲調査から、耐久財等調査票を廃止

※2 乙調査から、家計簿を廃止

※3 家計調査の調査対象世帯の一部

6. 主な変更内容（その1）

① 基本調査と簡易調査の導入（全国消費実態調査）

- ◆ 所得及び家計資産に関する統計精度の向上や調査世帯の記入負担の軽減を図るため、年収・貯蓄等調査票の調査世帯を拡大するとともに、配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施する方式を導入することにより、家計簿の調査世帯を縮減。

現行		変更(案)	
甲調査	約56,400世帯 【調査票】家計簿、年収・貯蓄等調査票、世帯票、 耐久財等調査票	基本調査	約40,000世帯 【調査票】家計簿、年収・貯蓄等調査票、世帯票
		簡易調査	約44,000世帯 【調査票】年収・貯蓄等調査票、世帯票

② 単身世帯の標本規模の拡大（全国消費実態調査）

- ◆ 単身世帯及び総世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計の充実を図るため、近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大

現行		変更(案)	
甲調査	単身世帯：約4,700世帯 （国勢調査の各調査区から以下のとおり選定） ➢ 単身世帯：1世帯 ➢ 二人以上世帯：11世帯	基本調査	単身世帯：約14,000世帯 (基本調査：約6,700世帯、簡易調査：約7,300世帯)
		簡易調査	（国勢調査の各調査区から以下のとおり選定） ➢ 単身世帯：2世帯 ➢ 二人以上世帯：10世帯

③ 調査期間の短縮（全国消費実態調査）

- ◆ 調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制を図るため、家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮

現行	変更(案)
9月、10月及び11月の3か月間	10月及び11月の2か月間

6. 主な変更内容（その2）

④ 調査事項の見直し（全国消費実態調査）

- ◆ 報告者負担の軽減や社会情勢の変化に対応した調査事項の改廃（「就学状況（学歴）」の追加等）
- ◆ OECDが定義する集計区分を踏まえた調査項目の変更（「投資信託」欄の新設等）
- ◆ 耐久財等調査票の廃止

⑤ 調査方法の見直し（全国消費実態調査）

- ◆ レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略化
- ◆ 簡易調査は、郵送・オンラインによる回収も実施

⑥ 関連統計の活用（全国消費実態調査）

- ◆ 統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図るため、調査期間中の家計調査のデータを全国消費実態調査にも活用
- ◆ 総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用するため、全国単身世帯収支実態調査の結果を、傾向スコア等を用いて集計用データとして活用

⑦ その他（家計調査）

- ◆ 家計調査の貯蓄等調査票について段階的に変更
 - ・ 2019年4月調査分から、一部の独立行政法人（ゆうちょ銀行関連）の名称を変更
 - ・ 2019年8月調査分から、新旧の調査事項への結果の組替が可能となるよう経過措置版調査票（「投資信託」欄の追加）を使用
 - ・ 2021年3月調査分から、新調査票（ゆうちょ銀行関連を銀行等に統合）に移行
- ◆ 全国消費実態調査の調査事項の変更を踏まえた、家計調査の家計簿の一部変更（「クレジット、掛買、月賦」等）

7. 前回答申時の「今後の課題」と確認事項

前回答申(平成25年12月13日付け府統委第176号)時の課題

- 1 オンラインによる回答方式を全面的に導入することに伴い、統計調査員において、調査票の提出有無の確認など業務量の増加が懸念されることから、実査の円滑な実施に向け、地方公共団体との連携をより一層図る必要がある。
- 2 本調査の本来的な役割を維持しつつ、育児、介護の例でも観察されるように将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても引き続き、より適切な調査の在り方等について検討する。



上記の課題に対する、調査実施部局の対応状況を確認

※ 本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、特段の取組は求められていない

8. 想定される論点

- 1 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置づけ・役割分担(全国消費実態調査・家計調査)
- 2 調査結果の精度向上のための取組状況
 - ・ 標本設計の見直し(全国消費実態調査)
 - ・ 基本調査と簡易調査の導入(全国消費実態調査)
- 3 報告者負担等の軽減に向けた対応
 - ・ 基本調査と簡易調査の導入(全国消費実態調査)
 - ・ 調査事項の見直し(全国消費実態調査)
 - ・ 調査期間の短縮(3か月⇒2か月)(全国消費実態調査)
 - ・ オンライン家計簿の導入(全国消費実態調査)
- 4 関連統計の活用
 - ・ 家計調査等のデータの活用(全国消費実態調査)